

## 令和 6 年度平泉町地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

### 1 業務名

本業務は、「平泉町地域公共交通計画策定支援業務委託」と称する。

### 2 業務の目的

近年においては、自家用自動車への依存の高まりや人口減少・少子高齢化の進行等により、公共交通利用者が減少し、地域公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

当町の特徴として、平成 23 年には当町の文化遺産が世界文化遺産に登録され、翌年には年間 264 万人の観光客入込数があり、国内外を問わず多くの観光客が来訪している特徴がある。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者及び観光客入込数の減少をはじめ、担い手となる運転士の人材不足等が深刻化しており、路線バスのほか平泉巡回バスの減便や休止が相次ぎ、当町においても公共交通体系の維持に支障が生じている。

現在の公共交通体系の維持は今後難しくなることが見込まれるとともに、高齢化の進展による高齢者等の生活の不安を解消するほか、当町を訪れた観光客の不便さを解消するため効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本業務は、令和 2 年 11 月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、岩手県において令和 6 年 3 月に策定した「岩手県地域公共交通計画」と整合を図るため、県計画に位置付ける幹線系統などを含めた交通網との調整・整理を行いながら、当町において持続可能で効果的な公共交通のすがたを示す「平泉町地域公共交通計画」を策定するため調査、分析を行うとともに、実施施策の検討及び計画のとりまとめを行うことを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 21 日までとする。

### 4 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、平泉町全域とする。

## 5 業務内容

国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を参考としつつ、当町における人口減少や運転手不足によるバス路線の縮退、地域ごとの特性、交通実態、利用者ニーズ、交通事業者の運営上の課題等や行政区域を超えた住民の生活圏を把握しながら、下記の業務を行うことを基本とする。

また、地域公共交通計画に定めなければいけない下表の項目を漏れなく記載できるように、必要な整理、とりまとめを行うこと。なお、定めるよう努めるものとされている項目の記載についても積極的に提案し、実施すること。

定めなければならない項目	
①	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
②	地域公共交通計画の区域
③	地域公共交通計画の目標
④	前項の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
⑤	地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
⑥	計画期間
⑦	前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し発注者（当該地方公共団体）が必要と認める事項

定めるよう努めるものとされている項目	
①	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第三十七条の規定による資金の確保に関する事項
②	都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
③	観光の振興に関する施策との連携に関する事項
④	地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項
⑤	前各号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

※ その他に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第二項第三号に掲げる事項（地域公共交通計画の目標）には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支、その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

## 【特記事項】

各業務の実施に当たっては、当町の総合計画、都市計画マスタープラン等の上位関連計画を十分に確認し、地域の現状を把握するとともに、当町のこれまでの経緯を踏まえ、岩手県で令和6年3月に策定した「岩手県地域公共交通計画」と整合を図ること。

計画策定後には国庫補助等を活用して事業を展開していくことを検討しているため、各種助成制度を広く情報収集し、それらの活用を見据えて計画に反映されること。

業務を遂行するにあたっては、当町が世界文化遺産を有する特徴を踏まえ、観光二次交通など現存する課題を正確に理解した上で、他自治体の計画を模倣せず、今後の計画期間内（5年間）の事業実施に向けた実効性及びオリジナリティある計画を策定することに留意すること。

### (1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を把握したうえで、業務全体の方針や手順、計画策定のために必要な検討項目を整理し、業務行程を検討、発注者と協議を行ったうえで業務計画書を作成すること。

### (2) 現状整理（上位計画等の把握、地域特性の整理、公共交通の実態整理）

人口や高齢化率、施設分布等の地域特性及び、人の動きや各公共交通機関の運行状況、利用状況等の交通特性から地域の現況を整理すること。加えて、上位・関連計画からまちづくりの方向性や公共交通の位置づけを把握・整理すること。

#### ①上位関連計画等の整理

総合計画など各種まちづくり計画等における関連計画を整理し、まちづくりの方向、公共交通施策等の考え方についての整理・把握を行うこと。

#### ②地域特性の整理

ビッグデータほか既存の各種統計データを活用し、人口や世帯、居住者の分布状況を整理する。また、病院、学校、商業施設、観光施設、公共施設など、交通の発着地となる施設の分布状況も整理するとともに、町内及び周辺自治体における人の移動状況及び観光客の移動動態等を整理すること。

なお、当町の観光客入込数、平泉町コミュニティバスの利用者数、人口推移に係るデータは発注者が提供する。

#### ③公共交通の実態整理

町内における公共交通の運行状況や利用実態、収支状況等を整理し、今後の公共交通体系を検討するにあたっての基礎資料となるよう現況整理を行

うこと。なお、利用実態の把握については、特に各運行事業者が所有するデータを活用するなど円滑な調整に努めること。

なお、受注者においてデータの入手が困難な場合は、発注者が折衝を行う。

### (3) 各種調査の実施

#### ①町民アンケート調査（最低回収数 350 票以上）

町民の日常生活における移動実態や公共交通の利用状況等を把握するため、町民を対象としたアンケート調査を実施し、今後必要となる施策等を検討するための基礎資料となるよう整理・分析を行うこと。なお、アンケートは町内に居住する満 16 歳以上を対象（住民票ファイルから無作為抽出）とし、最低回収数は最低 350 票以上となるよう調査方法を検討し、事前に発注者と協議すること。また、送付ラベル作成までは町、発送関連の作業以降は受注者が行う。

#### ②公共交通利用者の利用状況把握調査（10 日間程度）

路線バス、コミュニティバスの利用状況等を把握するため、公共交通利用者ヒアリング調査を実施し、今後必要となる施策等を検討するための基礎資料となるよう整理・分析を行うこと。調査にあたっては、車内に乗車し利用者に直接ヒアリングすること。また、当町が観光地である特性上、土日祝日においても各 1 回以上調査を実施すること。利用状況の把握に必要なデータは発着地、乗降地、利用頻度、移動手段、公共交通の不便・課題等を想定しているが、項目が多岐に渡るため、発注者と相談の上、決定すること。

#### ③関係団体・施設等アンケート調査（10 団体程度）

交通事業者、学校、病院施設等を対象としたアンケート調査を実施すること。項目にあっては、利用者から寄せられた意見、施設管理者として改善が必要な事項等を想定しているが、発注者と相談の上、決定すること。調査にあたっては、各機関の担当者に対しメールによる調査票の配布・回収を想定するが、必要に応じて個別にヒアリング調査を実施すること。なお、実施にあたっては、発注者が対象施設を抽出し、受注者において配布及び回収を行うこと。また、アンケート回収が困難な場合は受注者が訪問し、ヒアリング調査を実施すること。

#### ④交通事業者ヒアリング調査（2 回程度）

公共交通の運行に関する問題点や今後の課題等を把握するため、町内を運行する交通事業者を対象にヒアリング調査等を実施すること。

#### ⑤庁内ヒアリング調査（2 回程度）

公共交通に対して求める役割等を把握するとともに、町が運行する移動サービス（コミュニティバス、スクールバス等）の運行状況等を把握するため、

庁内関係各課を対象にヒアリング調査を実施すること。なお、ヒアリングにあたっての事前資料は発注者が資料を準備し、調査が必要な項目をヒアリングする。

(4) 公共交通に係る課題の整理、課題を踏まえた基本方針の検討

公共交通の問題点等の分析を行うとともに、それを踏まえた当町における公共交通基本方針（あるべき姿）を検討し、以下の項目について、発注者と調整の上とりまとめること。

- ①基本方針の検討
- ②基本目標の検討
- ③評価指標・数値目標の検討

(5) 具体施策とその事業化策の検討

基本目標の達成に向けた具体的な公共交通の取り組み（具体施策）について、発注者と協議し、具体施策の実行・実現に向けたスケジュールや実施時期等を検討・整理すること。

(6) 地域公共交通計画の検討、とりまとめ

上記までの調査・分析・検討結果等を踏まえ、「平泉町地域公共交通計画」をとりまとめること。

※パブリックコメントを実施するため計画のとりまとめ期限は、令和6年12月20日（金）までとする。

(7) 各種会議の開催支援

①平泉町地域公共交通会議の開催支援（3回程度）

会議の運営支援として、会議資料の作成、会議での補足説明、議事録作成など必要な支援を行うこと。

②関係主体との個別協議の実施支援

具体施策の検討にあたり、関連する主体（交通事業者等）との協議を行う際の資料の作成等の支援を行うこと。

③パブリックコメントの実施支援

「平泉町地域公共交通計画」について、パブリックコメント用の資料作成を行うとともにパブリックコメントでの意見を整理し、計画案への反映方針について検討すること。

## 6 打合せ協議（月1回以上、オンライン併用可）

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、着手時、中間時、最終納品時のほか、必要に応じて打合せ協議を行うこと。

## 7 成果品

本業務の成果品は以下のとおり。

ア. 業務報告書：A4版カラー、2部

イ. 平泉町地域公共交通計画書（電子記録媒体）：A4版カラー

ウ. 平泉町地域公共交通計画概要版（電子記録媒体）：A3版カラー

エ. 上記データを収めた電子成果品（電子記録媒体）：一式

※データ形式については、構成を発注者と協議の上決定し、可能な範囲で発注者が編集可能な形式（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）で作製すること。